

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和元年5月20日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
31-199	中村 公徳	○遠距離割引の変更 ・大型車・普通車に係る遠距離割引について、「5,000円を超える部分につき3割引」から「9,000円を超える部分につき1割引」に変更するもの。	福岡交通圏	
31-200~209、223~230	八幡第一交通株式会社 ほか 17者	○イベント定額運賃の設定 ・芦屋競艇場にて開催される競艇開催日及び場外舟券販売日並びに主催者から要請があった場合に以下の定額運賃を設定する。 ・黒崎駅北口～芦屋競艇場 普通車 3,300円 ・折尾駅東口～芦屋競艇場 普通車 2,000円 ・遠賀川駅前～芦屋競艇場 普通車 1,300円	北九州交通圏	法人事業者18者
31-210~222	岡部 力男 ほか12者	○イベント定額運賃の設定 ・芦屋競艇場にて開催される競艇開催日及び場外舟券販売日並びに主催者から要請があった場合に以下の定額運賃を設定する。 ・黒崎駅北口～芦屋競艇場 普通車 3,300円 ・折尾駅東口～芦屋競艇場 普通車 2,000円 ・遠賀川駅前～芦屋競艇場 普通車 1,300円	北九州交通圏	個人事業者13者